

庁議（令和８年８月４日）結果について

- 1 開催日 令和８年８月４日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 市民部長、市民病院事務局長、企画政策課長、行政総務課長、職員課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長、職員課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主管

6 付議事項

- (1) 平塚信用金庫との紅谷町５番街区東地区に係る土地活用の検討に関する覚書の締結について

概要	平塚信用金庫による紅谷町５番街区東地区の取得に伴い、同金庫より本市に対し、駅周辺地区の活性化に向けた共同での活用について提案があった。 市としては、本市が抱える課題の解決及び駅周辺地区でのにぎわい創出に資する機能を当該地に配置する方向で具体的な検討を進める予定である。 今後、当該地の活用について協議を開始するにあたり、双方の合意を示すため、本覚書を締結するものである。
結果	審議の結果承認された。

- (2) 平塚市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）について

概要	1 改正の趣旨 「平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会」の名称及び担当する事務を変更するため、別表を整備する。 2 改正の内容 附属機関の名称及び担当する事務を次のとおり変更する。 (1) 平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会 →平塚市未来の礎を築く学校づくり推進委員会 (2) 小学校及び中学校の適正な規模及び配置に係る基本方針について調査審議すること。 →小学校及び中学校の適正な規模及び配置の推進による教育環境の充実について調査審議すること。 3 施行日 令和８年１０月１日
結果	審議の結果承認された。

- (3) 平塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	1 改正理由 人事院規則の改正に伴い、国家公務員に準じて、災害応急作業等手当の額を見直す。 2 改正内容 (1) 上限額の改定
----	---

	災害応急作業等手当の上限額を「１，０８０円」から「１，４４０円」に改める。 (２) 区分毎の手当額 上限額の改定を踏まえ、規則で規定する災害応急作業等手当の区分毎の日額を次のとおり改定する。 災害応急作業等手当 <table><tr><th>区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>巡回監視</td><td>日額 710 円</td><td>日額 950 円</td></tr><tr><td>応急作業等</td><td>日額 1,080 円</td><td>日額 1,440 円</td></tr><tr><td>災害対応業務</td><td>日額 840 円</td><td>日額 1,120 円</td></tr><tr><td>大規模な災害として市長が定める災害に係る作業等</td><td>日額 1,080 円</td><td>日額 1,440 円</td></tr></table>	区分	改正前	改正後	巡回監視	日額 710 円	日額 950 円	応急作業等	日額 1,080 円	日額 1,440 円	災害対応業務	日額 840 円	日額 1,120 円	大規模な災害として市長が定める災害に係る作業等	日額 1,080 円	日額 1,440 円
区分	改正前	改正後														
巡回監視	日額 710 円	日額 950 円														
応急作業等	日額 1,080 円	日額 1,440 円														
災害対応業務	日額 840 円	日額 1,120 円														
大規模な災害として市長が定める災害に係る作業等	日額 1,080 円	日額 1,440 円														
	3 施行日 公布の日（令和８年４月１日から適用）															
結果	審議の結果承認された。															

(４) 地方税法第３１４条の７第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	1 制度概要 指定ＮＰＯ法人制度は、ＮＰＯ法人への寄附を促すことによって、ＮＰＯ法人の活動を支援することを目的としている。 個人住民税所得割の納税義務者が都道府県、市町村の指定するＮＰＯ法人へ寄附を行った場合、地方税法に基づき、寄附金額の一部が寄附金税額控除の対象となる。 本市は３法人を指定し、標記条例で定めている。 2 改正要点 主たる事務所の所在地について、変更届出を提出した１法人に係る条例別表の改正を行う。
結果	審議の結果承認された。

(５) 平塚市民病院で発生した事故に係る損害賠償について

概要	令和６年６月２６日に胃瘻造設のため入院、翌２７日に施行し、造設としては経過良好で経腸栄養を開始したところ、患者の病歴等にかかる情報を適切に管理できていない状況下において、治療経過中に高血糖を引き起こし、一時的な心停止となる事案が発生した。 事案発生後、患者代理人と令和７年５月から示談交渉を行っていたが、令和８年６月に、示談に応じる旨の連絡があった。
結果	審議の結果承認された。

以 上